

空き家の活用を考えてみませんか？

「空き家を相続したけど、どうすればよいか分からない…」「空き家を所有しているけど何から手を付ければ…？」とお悩みの方は、まず、ご自身の所有している「空き家」の現状を把握して、今、何をすべきか確認しましょう。

まずは現状の把握から！

- ☑️ 相続登記はお済ですか？
空き家を活用するためには相続登記が必要です。
お済みでない方は司法書士などに相談しましょう
- ☑️ 管理不全空家や特定空家等の対象ではありませんか？
対象の場合は早急な対応が必要です。まずは役場に相談ください。
- ☑️ 家の中は片付いていますか？
家具や家財の整理を行い不用品の処分を行いましょう。

Q. 相続登記の相談先は？

A 法務局や司法書士などへ
ご相談ください。



？ 詳細はこちら▶



建物を残して 活用する



●借家として貸し出す

ご自身で住む予定がない場合は、
賃貸を視野に不動産会社へ相談。

●売却する

不動産会社へ相談。
※不動産会社が管理していれば、町の
空き家バンクへ登録できます。

●自分たちで住む

リフォームやリノベーションなど
を専門としている会社へ相談。

建物を解体する 選択肢も



空き家を放置して老朽化が進み、
危険な状態になると倒壊や放火など
のトラブルが発生するおそれがあり
ます。第三者に被害を及ぼした場合、
解体費用を上回る賠償金を請求され
ることもあります。重大な事故に発展
する前に「解体」へ踏み出すことも
選択肢の一つです。解体後は、駐車場
や家庭菜園などとしての利用も検討
してください。

活用方法がまだ 未定…



「まだ手放したくない…」
「将来的に住む可能性がある…」
「活用を考えているけど今ではない…」
など

適切な管理をしましょう

家は人が住まなくなるとすぐに
傷んでしまいます。定期的に現地を
確認して適切な管理を行うことで、賃貸
や売買の際、高い金額で市場流通に
乗せられます。

「空き家」になる前に！！

想いを次代へ…

自分にもしもの事があつた時、誰に、どの財産を
どのような形で相続させるのか、その財産を今後
どのように扱ってほしいのかの「意思」を明確に
しておくことが重要です。事前に決めて
おけば相続時のトラブルを回避できます。



「想い」は法的な書面で

ご自身の意思を遺す場合、最も効力
があるのが「遺言書」です。遺言書に
はさまざまな決まりごとがあり、
場合によっては無効になることも
ありますので、司法書士や弁護士などに相談して作成
することをおすすめします。また、判断能力があるうち
に遺言書を作成しておかないと、無効となってしまう
場合もありますので、元気なうちに遺言書を作成して
おくことで安心です。

